等の政府系金融機関が民間金融機関の金融を補完することを旨としていることに鑑み、民間金融機関による積極的かつ主体的な取組を促すよう努めるとともに、国は、ＥＳＧを考慮した融資等が環境負荷低減事業活動の促進に資するものであることに鑑み、民間金融機関によるＥＳＧ地域金融の取組の推進に努めるものとする。	等の政府系金融機関が民間金融機関の金融を補完することを旨としていることに鑑み、民間金融機関による積極的かつ主体的な取組を促すよう努めるとともに、国は、ＥＳＧを考慮した融資等が環境負荷低減事業活動の促進に資するものであることに鑑み、民間金融機関によるＥＳＧ地域金融の取組の推進に努めるものとする。
３・４　（略）	３・４　（略）

附　則

この告示は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○国土交通省告示第八百八十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年九月十八日　　国土交通大臣　中野　洋昌

Bureau Veritas SAから登録事項の変更の届出があった件

一　横浜事務所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	神奈川県横浜市中区日本大通７番地　日本大通７ビル８階
変更後	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目６番２号　みなとみらいグランドセントラルタワー11階

㈡　変更年月日　令和七年九月十六日

○防衛省告示第二百十五号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和七年九月十八日　　防衛大臣　中谷　元

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）（令和七年防衛省告示第百二十二号）	令和七年六月一日から同年九月二十五日まで	令和七年九月二十六日から同年十二月二十五日まで

○中国地方整備局告示第六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

中国地方整備局長　杉中　洋一

第１　起業者の名称　鳥取県

第２　事業の種類　一般国道179号改築工事（はわいバイパス・鳥取県東伯郡湯梨浜町田後字背戸地内から同町田後字堀地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　鳥取県東伯郡湯梨浜町田後字背戸、字新田、字西屋敷、字前更、字二ノ堀及び字堀地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道179号改築工事（はわいバイパス）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、鳥取県東伯郡湯梨浜町田後字二ノ大河下地内の田後西交差点から同町はわい長瀬字高浜地内のはわいインターチェンジまでの延長2.51㎞の区間を全体計画区間（以下「本件区間」という。）とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道179号改築工事」（以下、「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体工事の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従前の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体又は土地改良区が設置する農業用道路、用水路及び排水路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件区間は、道路法第13条第１項の指定区間外の区間であり、また、起業者である鳥取県は同法第74条の規定による認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第６条の規定による交付決定を受けていることのほか、関連事業の施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ていることなどから、起業者は、これを遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道179号（以下「本路線」という。）は、兵庫県姫路市を起点とし、岡山県津山市を経由して、鳥取県東伯郡湯梨浜町に至る延長約154㎞の主要幹線道路である。

鳥取県内における本路線は、山陰地方における大動脈である山陰道と本路線との接続部が位置する沿岸部の湯梨浜町、鳥取県中部の中心都市であり県立美術館が開館したばかりの倉吉市、ラドン温泉で有名な三朝温泉が位置し岡山県境に接する三朝町を南北に結ぶ幹線道路として、鳥取県中部地域の物流や観光を支えるとともに、住民の暮らしを支える生活道路として通勤・通学などに幅広く利用されている。

しかしながら、鳥取県東伯郡湯梨浜町田後地内の田後西交差点から同町久留地内の湯梨浜町役場入口交差点までの約1,800mの区間（以下「現道」という。）は、地域内交通と通過交通が輻輳しており、路肩幅員が狭く歩道幅員も狭小なうえ、切り下げが多く歩行者同士のすれ違いが困難な区間が存在するなど、車両の安全かつ円滑な交通及び歩行者・自転車の安全な通行が十分に確保されていない状況にある。